

認証文書及びシンボル類の使用要領

【RE-4】

目 次

1. 改訂記録
2. 適 用
3. 認証文書
4. 認証シール（小形風車型式認証のみ適用）
5. 認証マーク（小形風車型式認証のみ適用）
6. JAB 認定シンボル
7. 日本海事協会のロゴマーク

1. 改訂記録

改訂番号	改訂日付	改訂箇所	改訂理由
0	2017.12.01	—	新規制定
1	2017.10.16	全般	誤記修正等
2	2017.12.01	全般	風車型式認証、ウィンドファーム認証への認定範囲拡大に際して全面的に改訂。
3	2020.04.01	—	組織改編、部署名称等の変更に伴い修正

2. 適用

2.1 本要領は、製品認証業務における認証文書及びシンボル類の使用に関する要領を規定する。

3. 認証文書

- 3.1 製品を認証された登録者は、本会が発行する認証文書を、無断で転載、再配布してはならない。
- 3.2 認証文書をむやみに複製してはならない。また、複製する場合には、認証文書の全部が複製されたもののみ効力を認め、一部が複製されたものは効力を認めない。
- 3.3 製品を認証された登録者は、本会が発行する認証文書を、説明書、宣伝用資料等の印刷物及びウェブサイト等に掲載してはならない。
- 3.4 登録者は、前 3.1~3.3 の要求事項について、自身及び自身の顧客等利害関係者が遵守することを確実にしなければならない。
- 3.5 前 3.1~3.3 に抵触する行為を発見又は通告され、本会が認識した場合、本会は登録者に是正を求める。登録者が本会の要求に 30 日を越えて対応しない場合には、認証の取消し、違反の公表及び必要に応じ法的手段をとる等適切な処置を講じる。

4. 認証シール（小形風車型式認証のみ適用）

- 4.1 登録者は、型式認証された小形風車を製造所から出荷する場合、本会に認証シールの発行を申請しなければならない。申請は、出荷日から 30 日を越えて遅れてはならない。
- 4.2 登録者は、本会が発行する認証シールを、対象となる個別の小形風車実機に貼付することを確実にしなければならない。認証シールが貼付されていない小形風車は、本会の認証書の有効性を認めない。
- 4.3 万が一認証シールを紛失した場合、並びに、貼付した認証シールが損傷又は劣化により機能を喪失した場合は、速やかに本会に再発行を申請しなければならない。
- 4.4 認証シールの貼付場所は、原則として認証範囲に含まれる風車本体、制御装置、インバータのいずれかとし、地上から目視で確認できる場所、かつ、風雨に晒される程度の低い場所であることを推奨する。
- 4.5 登録者は、認証が取消し又は終了した場合には、速やかに小形風車実機に貼付された認証シールを確実に除去し、処分しなければならない。
- 4.6 認証シールの参考例を図 1 に示す。



図 1 認証シール

5. 認証マーク（小形風車型式認証のみ適用）

- 5.1 登録者は、認証された小形風車に関する説明書、宣伝用資料等の印刷物及びウェブサイト等に認証マークを使用することができる。認証マークの利用を希望する場合には、本会に申請すること。
- 5.2 認証マークの所有権は本会に帰属し、無断の複製及び再配布を禁じる。
- 5.3 登録者は、登録者の組織が認証されているとの誤解を生じさせるような方法で、認証マークを使用してはならない。
- 5.4 印刷物やウェブサイト等に認証マークを使用する場合、認証された小形風車型式と、認証されていない小形風車型式とが誤解されない方法で使用しなければならない。
- 5.5 認証マークは、本会から提供された清刷以外の表示、字体、配置、配色等のいかなる変更も認めない。清刷を縮小または拡大して表示する場合は、縦横の比率を変更してはならない。
- 5.6 登録者は、印刷物やウェブサイト等を作成するため、下請業者に清刷の複製を提供する場合には、清刷の複製を提供する下請負業者の一覧を作成し、本会に複製の提供を申請しなければならない。
- 5.7 本会が清刷の複製及び再配布を許可した場合、登録者は、当該下請負業者に、その清刷の複製の保護及び漏洩防止のため適切な管理を行うように要求しなければならない。
- 5.8 認証マークを利用する登録者は、本会へ毎年提出する年次報告書に、認証マークを利用した全ての印刷物やウェブサイトのサンプルを提出すること。
- 5.9 本会は、登録者に対するサーベイランス時に、認証マークの使用状況を確認する。認証マークの不適切な使用が認められた場合には、登録者に対し是正を求める。本会の是正の要求に、登録者が 30 日を越えて対応しない場合には、認証の取消し、違反の公表及び必要に応じ法的手段をとる等適切な処置を講じる。
- 5.10 登録者は、本会に小形風車型式が認証されている期間内に限り、認証マークを使用することができる。
- 5.11 登録者は、認証が取消し又は終了した場合は、速やかに認証マークが使用されている印刷物を廃棄処分し、ウェブサイト等からは認証マークを削除しなければならない。また、これらの作業が完了した後、速やかに本会に通知しなければならない。
- 5.12 登録者が利用できる認証マークを図 2 に示す。



図 2 認証マーク

6. JAB 認定シンボル

- 6.1 JAB とは、公益財団法人 日本適合性認定協会を意味する。
- 6.2 登録者は、認証された製品に関する説明書、宣伝用資料等の印刷物及びウェブサイト等に図 3 に示す JAB 認定シンボルを使用することができる。JAB 認定シンボルの利用を希望する場合には、本会に申請すること。



図 3 JAB 認定シンボル

- 6.3 JAB 認定シンボルの所有権は JAB に帰属し、無断の複製及び再配布を禁じる。
- 6.4 JAB 認定シンボルは、小形風車型式認証の場合は図 4 に示す形で、風車型式認証及びウィンドファーム認証の場合は図 5 に示す形で、本会シンボルと共に使用されなければならない。



図 4 小形風車型式認証



図 5 風車型式認証及びウィンドファーム認証

- 6.5 登録者は、登録者の組織が認証又は認定されている、もしくは登録者のマネジメントシステムもしくはプロセスが認証されているとの誤解を生じさせるような方法で、JAB 認定シンボルを使用してはならない。
- 6.6 印刷物やウェブサイト等に JAB 認定シンボルを使用する場合、認証された製品と、認証されていない製品とが誤解されない方法で使用しなければならない。
- 6.7 JAB 認定シンボルは、本会から提供された清刷以外の表示、字体、配置、配色等のいかなる変更も認めない。清刷を縮小または拡大して表示する場合は、縦横の比率を変更してはならない。
- 6.8 登録者は、印刷物やウェブサイト等を作成するため、下請業者に清刷の複製を提供する場合には、清刷の複製を提供する下請負業者の一覧を作成し、本会に複製の提供を申請しなければならない。
- 6.9 本会が清刷の複製及び再配布を許可した場合、登録者は、当該下請負業者に、その清刷の複製の保護及び漏洩防止のため適切な管理を行うように要求しなければならない。
- 6.10 JAB 認定シンボルを利用する登録者は、本会へ毎年提出する年次報告書に、JAB 認定シンボルを利用した全ての印刷物やウェブサイトのサンプルを提出すること。
- 6.11 本会は、登録者に対するサーベイランス時に、JAB 認定シンボルの使用状況について確認する。もし、JAB 認定シンボルの不適切な使用が認められた場合、登録者に対し是正を求める。本会の是正の要求に、登録者が 30 日を越えて対応しない場合には、認証の取消し、違反の公表及び必要に応じ

法的手段をとる等適切な処置を講じる。

- 6.12 登録者は、本会が JAB より認定されている期間内に製品の認証を取得し、本会に製品が認証されている期間内に限り、JAB 認定シンボルを使用することができる。
- 6.13 登録者は、認証が取消し又は終了した場合は、速やかに JAB 認定シンボルが使用されている印刷物を廃棄処分し、ウェブサイト等からは JAB 認定シンボルを削除しなければならない。これらの作業が完了した後、速やかに本会に通知しなければならない。

7. 日本海事協会のロゴマーク

- 7.1 製品を認証された登録者に限り、本会のロゴマークを使用することができる。
- 7.2 本会のロゴマークの使用を希望する場合には、本会にその旨を依頼すること。
- 7.3 本会のロゴマークを使用する場合には、本会の要求事項を遵守すること。
- 7.4 登録者は、印刷物やウェブサイト等に本会のロゴマークを使用する場合、誤解されない方法で使用しなければならない。
- 7.5 本会のロゴマークは、本会から提供された清刷以外の表示、字体、配置、配色等のいかなる変更も認めない。清刷を縮小または拡大して表示する場合は、縦横の比率を変更してはならない。
- 7.6 登録者は、印刷物やウェブサイト等を作成するため、下請業者に清刷の複製を提供する場合には、清刷の複製を提供する下請負業者の一覧を作成し、本会に複製の提供を申請しなければならない。
- 7.7 本会が清刷の複製及び再配布を許可した場合、登録者は、当該下請業者に、その清刷の複製の保護及び漏洩防止のため適切な管理を行うように要求しなければならない。
- 7.8 本会のロゴマークの不適切な使用が認められた場合には、登録者に対し是正を求める。本会の是正の要求に、登録者が 30 日を越えて対応しない場合には、認証の取消し、違反の公表及び必要に応じ法的手段をとる等適切な処置を講じる。
- 7.9 日本海事協会（Renewable Energy）のロゴマークを次に示す。



図 6 日本海事協会（Renewable Energy）ロゴマーク

以上